

平成28年 No.40

○東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

委員会組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

委員会組織の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年10月21日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第28号

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育実習委員会規程（平成16年規程第10号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名 (2) 教育実践研究支援センター長 (3) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (4) 附属学校運営参事 (5) 学務課長 (6) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 〔省略〕 （会議） 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第3条第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成28年10月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名 (2) 教育実践研究支援センター長 (3) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員 (4) 附属学校運営参事 (5) 学務課長 (6) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 〔省略〕 （会議） 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第3条第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕